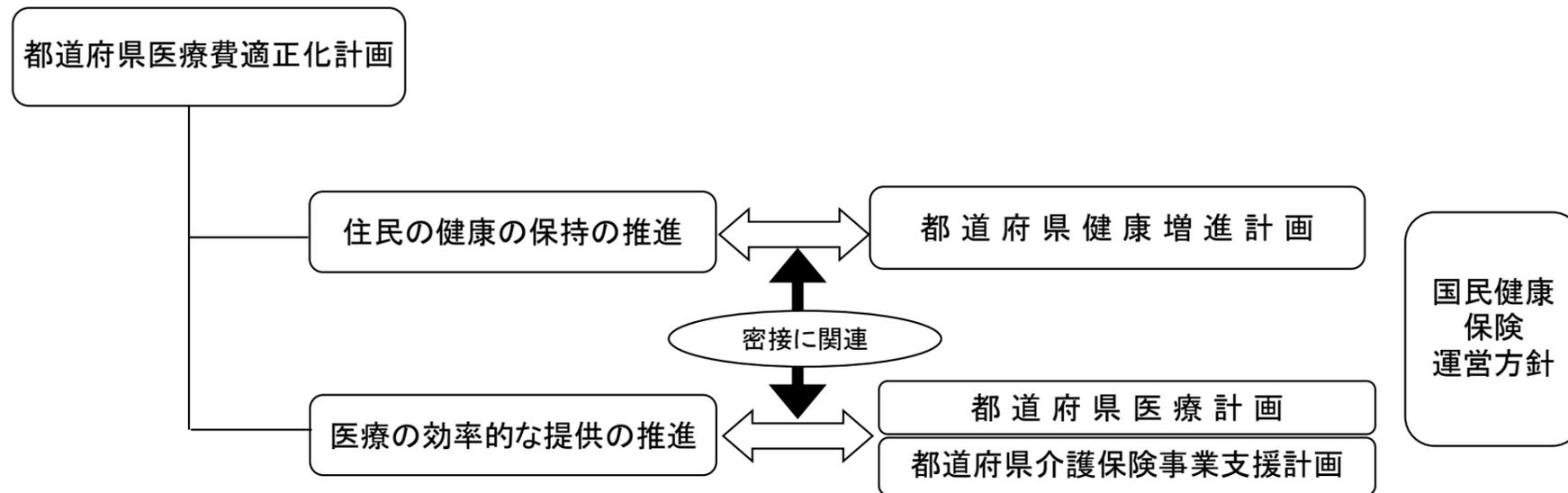


## 医療費適正化計画と他計画等との関連



医療費適正化計画は、下記のとおり各計画等と調和が保たれたものとする必要がある。

	他計画等での内容		第3期都道府県医療費適正化計画の内容	各計画と整合を取ることで期待される効果
(1) 健康増進計画との調和	生活習慣病対策に関する目標及び取組内容	整合	「住民の健康の保持の推進」に関する目標及び取組内容	高い予防効果の発揮
(2) 医療計画との調和	良質かつ適切な医療を提供する体制の確保に関する目標及び取組内容	整合	「医療の効率的な提供の推進」に関する目標及び取組内容	良質かつ適切な医療を効率的かつ安定的に提供する体制の実現
(3) 介護保険事業支援計画との調和	介護給付等サービスの量の見込みに関する事項及び介護保険施設等の整備等に関する取組内容	整合	医療と介護の連携等に関する取組内容	介護給付費等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施
(4) 国民健康保険運営方針との調和	国民健康保険の医療費及び財政の見通しに関する事項、医療費適正化の取組に関する事項	整合	「住民の健康の保持の推進」及び「医療の効率的な提供の推進」に関する取組内容	国民健康保険の安定的な財政運営及び効率的な運営の推進

※「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」(平成28年3月31日厚生労働省告示第128号)第一の一の4を抜粋・加工